

# 平成28年生駒市教育委員会第11回定例会会議録

1 日 時 平成28年11月28日(月) 午前9時33分～午前11時30分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

## 3 審査事項

- (1) 報告第32号 (仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針(概要版案)及び要求水準書(骨子案)について
- (2) 議案第20号 平成28年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について
- (3) 議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について

## 4 出席委員

教育長 中 田 好 昭

委員(教育長職務代理者)	山 本 吉 延	委員	飯 島 敏 文
委員	上 田 信 行	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい

## 5 事務局職員出席者

教育振興部長	峯 島 妙	生涯学習部長	奥 畑 行 宏
教育振興部次長	真 銅 宏	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	吉 川 祐 一	学校給食センター所長	奥 田 茂
こども課長	前 川 好 啓	こども課指導主事	松 本 陽 子
こども課指導主事	上 田 直 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多佳子
生涯学習課長	西 野 敦	図書館長	向 田 真理子
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育指導課課長補佐	城 野 聖 一
学校給食センター副所長	松 本 芳 樹	生涯学習課課長補佐	清 水 紀 子
スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁	教育総務課(書記)	牧 井 望
教育総務課(書記)	松 井 恵		

6 傍聴者 なし

午前9時33分 開会

○開会宣告

○日程第1 前回及び前々回会議録の承認

○日程第2 会期及び会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・12月の行事予定について、辻中教育総務課長、西野生涯学習課長から報告  
(質疑) なし

○日程第4 報告第32号 (仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針(概要版案)及び要求水準書(骨子案)について

- ・(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針(概要版案)及び要求水準書(骨子案)について、奥田学校給食センター所長から説明

<参照：議案書p1、別冊1、別冊2>

(質疑)

飯島委員：実施方針9ページ「4入札参加者の構成」の「(3)複数業務の実施」の中で、おそらく入札の透明性を確保するための記述と思われるが、「建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない」とある。この「密接な関連」について行政的に定める基準はあるか。

奥田所長：ここに記述されている基準以外に定めるものはない。

飯島委員：「資本面で密接な関連のある者」について、「当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有している者」とあるが、50%ずつの株式を互いに持っている場合はこの基準に抵触せず、密接な関連がある者にならないのか。この基準には行政的な慣例のようなものがあるのか。

奥田所長：PFI方式については他市でも同様の基準で入札を行っている。一般的な基準は100分の50を超える議決権を有している者または出資をしている者とされている。

中田教育長：調べて報告していただきたい。

山本委員：生駒市としては、学校給食に関わって昨年異物混入が問題になり、教育委員会でもマニュアル作成などを審議した。異物混入の教訓をここでのように生かしていこうとしているのか。

また、学校給食においては栄養教諭が大きな役割を果たしていると思うが、栄養教諭の運営への関わりがこの書類から読み取れなかった。その点はどのように考えているか。また、この資料のどこに反映されている

か。

奥田 所 長：異物混入については、要求水準書の4ページにおいて、本事業の実施にあたり事業者が遵守すべきものに異物混入対応マニュアルを記載している。また、新たにHACCPシステムを導入し、各区分を壁で仕切り、工程ごと記録を残すこととしている。

また、栄養教諭の関わりについては、実施方針の3ページに市が行う業務を記載しており、食材調達業務、献立作成業務、栄養管理業務、食に関する指導業務等を栄養教諭が行うものとしている。運営事業者も補助業務を行うが、これらの業務の根幹は栄養教諭が担う。

山本 委員：要求水準書の10ページに「業務計画書、マニュアル及び業務体制の見直しを行う」との記述があり、新しい施設に合わせた見直しをすることと思う。旧施設に対応したマニュアルを作成する際も一苦勞であったので、開業に向け準備を怠りなく進めるのは大変である。よろしく願います。

また、栄養教諭の関わりについて、センター方式や自校方式では栄養教諭が調理員と密接な連携を図っているが、PFI方式となっても事業者と市が有機的な連携を図らなければならない。異物混入を防ぐ意味でもこの点は重要である。調理員の方々がPFI方式に移行して従来と違う立場になったときに、特に栄養教諭が果たす役割が大きい。運営方針の中で、温かい人間関係に基づく運営がなされるよう、有機的な連携について明文化されるとよいと思う。

寺田 委員：アレルギー対応食について、160食程度を想定しているとのことであるが、これは現在アレルギー対応食を求めている方の何%くらいか。

奥田 所 長：どこまでのアレルギーに対応するかはまだ決まっておらず、学校の声等を聴きながら検討したいと考えているが、他市でもアレルギー対応食数は全食数の1～2%であるため、本市でも2%程度を想定して運営を開始したい。

寺田 委員：最終的にはお弁当を持ってくる子どももいるということか。

奥田 所 長：対応できないアレルギーを持っている方はそうなる。

寺田 委員：要求水準書の5ページに提供食数の予測推移があるが、将来的に児童生徒数が減少したときに、幼稚園にも給食を導入することはできないか。本当は保護者にお弁当を作っていただくのが一番であるが、現状として、子どもの好きな食べ物しか入っていないお弁当も見受けられ、小学校に入ってからギャップが生じている。

中田教育長：子ども子育て会議で就学前教育の在り方を検討しているところであり、給食の在り方についても議論をお願いしている。家庭教育の面で弁当が良いのか、幼小連携の意味で給食が良いのかを検討したい。課題として認識はしているが、今回は小学校から給食を導入とするということで進

めたい。

山本委員：先ほどの内容の確認になるが、要求水準書の10ページ「Ⅲ開業準備業務に関する要求水準」の①において「業務計画書、マニュアル及び業務体制の見直しを行う」とあるが、この見直しは誰が行うのか。

奥田所長：整備運営事業者である。ここでいうマニュアルとは、本市のマニュアルとは別のものである。

山本委員：新たなマニュアルが作成されるということか。

奥田所長：そのとおり。市のマニュアルを基に、事業者が運営マニュアルを作成する。

山本委員：心配なのが、2ページから4ページにかけて記載されている遵守すべき法規制等の中に「学校給食における食中毒発生時対応マニュアル」及び「学校給食における異物混入対応マニュアル」があるが、これは旧施設に合わせて作成したものであるもので、新しい施設ではあまり役に立たないのではないか。市としても具体的な内容の見直しが必要である。事業者任せにならないようお願いする。

坪井委員：炊飯設備は設けないとのことであるが、炊飯業務を別に業者委託するメリットは何か。

奥田所長：炊飯設備は高額であり、週3回のご飯の日に使用するには効率が悪い。また、専門の業者に委託する方が優れた技術を持っており、安全面でのリスクも減る。

飯島委員：事業の範囲について、食育は市が行う業務としており、事業者の業務は食育を支援することとされている。アレルギー対応についても、対応食は委託業務で、アレルギーを持つ子どもの実態把握は市の業務であると思う。要求水準書10ページ「Ⅲ開業準備業務に関する要求水準」では、残食処理等について緻密な記載がある一方で、アレルギー対応食や食育支援業務についての記述は概略的すぎると感じるため、栄養教諭の関わり方など、学校給食の教育的な位置づけについて、丁寧な記述を加えていただきたい。

奥田所長：要求水準書本編は100ページ以上あり、その中では細かく記載されている。ご指摘の点については十分な配慮を求めたいと考えている。

中田教育長：これから業者を選定するに当たり、生駒市が独自に何を求めるか。昨年異物混入事件が発生し、対応マニュアルを作成した。引き続き学校現場との連携にも留意しなければならないと考えている。

本事業は今後の少子化も睨んだ様々な食の在り方を議論する中で出した結論であり、具体的な事業化への第一歩を踏み出す段階に入ったということでご理解いただきたい。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 議案第20号 平成28年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について

- ・平成28年度生駒市一般会計補正予算(第3回)、辻中教育総務課長、前川こども課長から説明
- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、西野生涯学習課長から説明

<参照：議案書p2～10、資料1、資料2>

(質疑)

神澤委員：案件名が2行に渡っているが、これが条例の名称か。

奥畑部長：消費税引上げの延期に係る改正法案が11月18日の参議院本会議で可決されたので、消費税引き上げ時期を平成29年4月と定めていた本条例も改正しなければならない。他の施設の使用料もこの条例で一括に定めている。

神澤委員：2019年の施行時には名称を短くするということはないか。

奥畑部長：正式名称としてこのままになる。

中田教育長：行政上の規定に基づき、この名称となる。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第6 議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について【継続審議】

- ・生駒市いじめ防止基本方針の策定について、吉川教育指導課長から説明

<参照：議案書p11、別冊3>

(質疑)

山本委員：1ページの「I「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義」の修正については、先日の総合教育会議において市長から意見が出た部分である。生駒市の現状と課題を明確にしてから基本方針の意義を述べるべきであるという意見であったと思うが、この修正案で生駒市の現状が分析された記述になっているのか。背景と意義をひとまとめにして一般論になっているのではないか。

また、「SNSを介したいじめ事案が増加傾向にあることから、道徳心の育成やSNS利用のルール作りが急務となっている。」とあるが、このルールはだれが作ることを想定しているのか。教育委員会が作成するとするならば、教育委員会がメディアの利用方法についてルール化することが適切なのか。「情報モラル教育の推進が急務」とするなら理解できるが、ルール作りを明記した場合、ルールの作成主体が教育委員会となると行きすぎであると思う。

吉川課長：SNS利用のルール作りについては、12月18日にいこまスマホサミットを開催し、小中学生約30名が参加し、SNS利用に関するルールの土台を考えようとしているところである。その土台を各校に持ち帰り、実際のルールの作成は学校の中で行うものと考えている。

本案は、総合教育会議の中でご意見をいただいた、規範意識において厳しい現状があることや家庭におけるコミュニケーション不足、地域との関係の希薄化という点を踏まえて修正を行ったものである。

山本委員：書きぶりが一般論で終始していると感じた。県の方針ではデータを出して分析している。根拠に基づく記述が必要ではないか。

また、SNSの利用方法について、子どもたちがルール作りをすることは良いと思う。ルールというよりは、心得やガイドラインのような言い方をしても良いかもしれない。以前、生徒指導に関わっていた時、校則とは何かがよく議論されていたが、校則の内容のほとんどは生徒心得のことである。本来、校則やルールを破ると罰則規定があるものだが、ルールで締め付けることよりも、SNSの利用がどうあるべきかを考えることが大事である。基本方針の書き方としては、1ページ「ルール作りが急務」や6ページ「ルール作りを推進する」と記述されているが、市の方針の書きぶりとしてルール作りは行きすぎではないかと思う。

飯島委員：時間的余裕があれば1ページ「背景と意義」の生駒市の現状について書き加えたいが、いつまでにパブリックコメント案を固めるかなどのスケジュールを教えてください。

吉川課長：本案はこの場で一旦固めていただき、12月初旬には議会にパブリックコメント案を提出したい。

飯島委員：背景と意義についてはもう少し記述すべきであると思う。

SNS利用のルール作りについては、子どもたちの中で自分なりの利用方法が形作られるものであり、学校や家庭に対してルール作りを呼びかけるのが教育委員会の役割であると認識している。スマホを学校に持って来てはいけないとすることはできるが、どのように使うかというルールは最終的に利用する子ども自身が作るのが望ましい。それが伝わる書き方を工夫していただきたい。

中田教育長：最終的に2月に基本方針を策定する時までには多少の文言の修正は可能だが、12月市議会に提出するパブリックコメント案をこの場で一旦固めなければならない。

また、策定の背景と意義の記述についてデータを出すべきとのご意見をいただいたが、いじめに関するアンケートの調査項目に規則性がなく結果を比較できないため、数値を出すのは控えるということで市長に了解をもらっている。規範意識の低下など、調査結果において特化している部分を記述した。策定後の社会情勢の変化も睨んで柔軟的に対応しなけ

ればならない。

上田委員：SNS利用のルール作りに関する記述について議論になっているが、利用方法を管理することは難しい。ルール作りではなく、例えば、「SNS利用について子ども達同士で議論し解決する場を設けて、情報活用能力の育成に取り組む」というような市の姿勢を示せば良いか。

レイノルズ委員：SNSから発生するミスコミュニケーションがいじめにつながっている現状を何とかしなければならぬということ、この表現を方針案に入れていただいたものであり、方向性としては間違っていないと思う。表現さえ改めれば、本日パブリックコメント案を決定できるのではないか。ひとつ提案するならば、ルール作りを推進することは、「いじめの早期発見」よりは「いじめの防止」につながるのではないか。6ページ「2-3いじめの防止」の(1)に「主体的に話し合う機会を持つことができるよう支援する。」という文言があるので、この点がSNSに関して同様であるということを加えていただくと良いか。

吉川課長：それでは、「SNS利用のルール作り」という部分を、「子ども達が議論する場を設ける」という内容に変更し、記述する項目を「いじめの早期発見」から「いじめの防止」に変更するというように良いか。この内容は学校の取組と市の取組の両方に記述しているので、細かな記述は多少変わってくる。

中田教育長：この内容で修正することで、調整は事務局に一任いただきたい。

山本委員：その方向で結構である。危惧するのは、本来SNS利用のルールは個人や家庭の問題としてあるので、その市民活動に対して市が規制を加えるという意味に取られないかという点である。SNSを通じたいじめがあるという現状を踏まえて、あくまで教育的配慮として対応が必要であると記述する必要はあるが、「ルール作り」という言葉が独り歩きする危険があるので、趣旨が明確に伝わるように記述を工夫していただきたい。一旦休憩をはさんで、今日中に会議を再開し、修正案を出していただくというのはどうか。

峯島部長：文言の代替案として、まず、1ページ「I「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義」において、「SNS利用のルール作りが急務となっている」という部分を「SNS利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となっている」に変更し、7ページも同様に、「SNS利用のルール作りを推進する」という部分を「SNS利用を含めた情報モラル教育を推進する」と変更してはどうか。

中田教育長：また、この内容を記述する項目を「いじめの早期発見」から「いじめの防止」に変更するというように良いか。

細かい文言の調整は、暫時休憩を取り、事務局に調整いただきたい。

浦林委員：平成29年2月に方針を策定すれば、それ以降に改訂は行わないのか。

中田教育長：基本方針であるので原則として改訂は行わない。国の情勢の変化による見直しは行うが、方向性を変えるものではない。

《暫時休憩》

中田教育長：修正箇所について説明をお願いする。

吉川課長：1ページ「Ⅰ「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義」について、「SNS利用のルール作りが急務となっている」を「SNS利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となっている」に改める。また、4ページ「Ⅲ いじめ防止等のための対策」「1市の取組」の「1-3いじめの防止」に（4）として「インターネットを介して行われる「ネット上のいじめ」の防止のため、SNS利用を含めた情報モラル教育を推進するなど、社会的意識を高め、保護者、地域社会への啓発に努める。」という項目を追加し、それに伴い「1-4いじめの早期発見」の（3）の項目を削除する。同様に、「2学校の取組」の中で、6ページ「2-3いじめの防止」に（4）として「インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して対応するとともに、SNS利用を含めた情報モラル教育を推進する。」という項目を追加し、それに伴い「2-4いじめの早期発見」の（3）の項目を削除する。

中田教育長：当初案の「2-4いじめの早期発見」（3）に記載されていた「保護者、地域社会への啓発に努める」という文言は削除したのか。

吉川課長：「1市の取組」の「1-3いじめの防止」の中に入れてある。

中田教育長：では、今の修正部分を反映した形で、いじめ防止基本方針のパブリックコメント案としたい。

審議結果 【一部修正の上原案のとおりパブリックコメント案として可決し、継続審議】

#### ○日程第7 その他

- ・感染性胃腸炎の集団発生について、辻中教育総務課長から説明

（質疑） なし

- ・市内中学生熱中症事故調査委員会の経過と今後の予定について、吉川教育指導課長から説明

（質疑） なし

- ・要保護児童対策地域協議会検証会議の経過と今後の予定について、辻本子育て支援総合センター所長から説明

（質疑） なし

- ・生駒市スポーツ振興基本計画後期計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、吉岡スポーツ振興課長から説明



<参照：その他資料1～3>

(質疑) なし

- ・生駒市市民体育館の天井部材の剥がれによる対応工事と休館及び再開予定について、吉岡スポーツ振興課長から説明

(質疑)

浦林委員：今回は市民体育館の天井部材が剥がれ落ちたとのことであるが、小中学校の天井の点検等の管理は行き届いているか。

辻中課長：学校施設については、学校長等が日常点検を行っており、過去に一斉調査も行ったことがある。危険箇所があれば教育総務課が報告を受け、必要に応じて修繕を行っている。

- ・奈良県市町村政策自慢大会の結果について、西野生涯学習課長から説明

(質疑)

中田教育長：今後も引き続きチャレンジしていただきたい。

○閉会宣告

午前11時30分 閉会